

## 1 目的

ケヤキの胴吹きを撤去しケヤキ本来の樹形を保つとともに、来館者の安全を確保するため。また、敷地内に植えられた樹木の剪定を行うことにより、敷地内の景観を美しく保つとともに、繁殖時期に枝葉が密生し樹形が乱れるのを防ぐため

## 2 業務場所

前橋市日吉町二丁目 1 7 番地 1 0

前橋市総合福祉会館敷地内

## 3 業務内容

- (1) 前橋市総合福祉会館敷地内にあるケヤキ 20 本の軽剪定（樹形を崩さぬよう、胴吹きの枝の除去と枯れ枝落としを中心に作業するもの） ……【別紙図面：①部分】
- (2) 会館北側の道路沿いに植えてあるマテバシイ 2 本、サンゴジュ 1 本、ツバキ 5 本、レンギョ 2 本の剪定 ……【別紙図面：②部分】
- (3) 会館西側駐車場付近のアジサイ（70 本）の刈込み剪定と、ツバキ 2 本の軽剪定及び枝抜き ……【別紙図面：③部分】
- (4) 会館西門付近のツバキ 5 本、サザンカ 1 本、ツゲ 2 本、ウメ 1 本、モミジ 1 本、サルスベリ 1 本、ナンテン 2 本の軽剪定 ……【別紙図面：④部分】
- (5) その他会館敷地内の樹木（カンツバキ生垣、ツバキ、サツキ、シャラ、ツゲ生垣）の軽剪定 ……【別紙図面：⑤部分】
- (6) 南駐車場バラス部分塀際の雑木の抜根 ……【別紙図面：⑥部分】

※なお、全ての業務上発生した抜き枝、粉塵については受託者が処分するものとする。

また、受託者は、作業中、通行人及び通行車両等の安全に配慮し、作業を行うこととする。

## 4 業務報告

業務完了後、速やかに業務実施報告書を提出すること。

## 5 その他

- (1) 委託期間内に、委託者と相談し、総合福祉会館の利用者の少ない日を中心に作業を行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項であっても、業務に関連するものについては、双方協議の上、履行すること。